

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年6月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 11 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	発電機密封油真空ポンプ(A)において、軸受潤滑油給油箱の油面が低下する事象が認められたため、当該ポンプを点検。	D	
2	2号機	直流125V(B)蓄電池点検時、比重が高い蓄電池(1個)が認められたため、当該蓄電池の比重を調整。	D	
3	2号機	直流250V蓄電池点検時、比重が高い蓄電池(1個)が認められたため、当該蓄電池の比重を調整。	D	
4	2号機	加熱蒸気系復水貯蔵タンク圧力調整弁の出入口弁及び同弁バイパス弁並びに同出口安全弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	D	
5	4号機	原子炉再循環ポンプ(B)用電動機・発電機セット油冷却器の過流探傷検査時、冷却管3本に減肉が認められたため、当該冷却管に閉止栓を取付。	D	
6	4号機	タービン電気油圧式制御装置配管点検時、溶接部に指示模様(線状)が認められたため、当該部を補修。	D	
7	4号機	補機冷却水海水ポンプ(B)吐出逆止弁点検時、弁体ストッパーに亀裂が認められたため、当該ストッパーを交換。	D	
8	4号機	原子炉水位計ノズル配管取合部の放射線透過検査時、差し込み継ぎ手溶接部に溶け込み不足が認められたため、対応検討。	C	
9	その他	水処理設備木戸川取水配管点検時、排泥弁(#1)に固着(開操作できない)が認められたため、当該弁を補修。	D	
10	その他	水処理設備木戸川取水配管点検時、排泥弁(#4)に固着(開操作できない)が認められたため、当該弁を補修。	D	
11	その他	水処理設備木戸川取水配管点検時、制水弁用梯子に腐食が認められたため、当該腐食箇所補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A5 : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353